



目 次

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 規 則                                  | ページ |
| ◎高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 1   |
| 告 示                                  |     |
| ○平成27年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）        | 1   |
| ○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）             | 1   |
| ○保安林の指定予定の通知（4件）（治山林道課）              | 2   |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（5件）（ 〃 ）      | 2   |
| ○道路の区域変更（道 路 課）                      | 4   |
| 公 告                                  |     |
| ○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）                 | 4   |
| ○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）                | 4   |
| 高知県教育長訓令                             |     |
| ◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令          | 4   |
| 高知県公安委員会告示                           |     |
| ○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施                 | 5   |
| -----                                |     |
| 規 則                                  |     |
| -----                                |     |

高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第75号

高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条第1項第1号中「林業学校の研修課程で研修を受ける者（以下「研修生」という。）」を「研修生」に改め、同条を第8条とする。

第5条第2項第4号中「受講させる」を「受講をさせる」に改め、同条第3項中「6月20日」を「5月20日」に、「11月20日」

を「10月20日」に、「その年額」を「、その年額」に改め、同条第4項中「研修を受けることをやめたときは、当該やめた」を「第5条の規定により受講の許可を取り消されたときは、当該受講の許可を取り消された」に改め、同項ただし書中「研修をやめることを許可した」を「受講の許可を取り消された」に改め、同条第5項中「研修を受けることをやめた事由がその者」を「受講の許可を取り消された事由が研修生」に、「当該やめた」を「当該受講の許可を取り消された」に改め、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

（受講の許可の取消し）

第5条 知事は、林業学校の研修部門で研修を受ける者（以下「研修生」という。）から病気その他やむを得ない理由により研修の受講を継続することが困難である旨の申出があったときは、前条第2項の許可（以下「受講の許可」という。）を取り消すものとする。

2 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受講の許可を取り消すことができる。

（1）研修の成績が著しく不良で改善の見込みがないとき。

（2）性行が不良で改しゅんの見込みがないとき。

（3）負傷、病気その他の事故により研修の修了の見込みがないとき。

（4）正当な理由がなく研修料を滞納し、督促を受けた後3月を経過しても納付しないとき。

（5）林業学校の秩序を乱したときその他研修生としての本分に反する行為をしたとき。

（修了証書の授与）

第6条 知事は、林業学校の研修部門のうち基礎課程を修了した研修生について、その成績、受講の状況等に基づき修了の認定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により修了の認定を行った研修生に対して修了証書を授与するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第687号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成27年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子（平成28年3月及び4月採用予定）

- （1）募集期間  
随時（最終期限は、平成28年1月9日（土））
- （2）試験種目、試験期日及び試験会場

| 試験種目                         | 試験期日              | 試験会場                   |
|------------------------------|-------------------|------------------------|
| 筆記試験<br>口述試験<br>適性検査<br>身体検査 | 平成28年1月10日<br>（日） | 香南市香我美町上分3390<br>高知駐屯地 |

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第688号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

（1）届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

（2）届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地

（3）大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ四万十店

四万十市具同211ほか

（4）変更しようとする事項  
駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）3箇所

（変更後）4箇所

（5）変更年月日  
平成27年10月22日

（6）変更理由  
顧客の利便性向上のため

2 届出年月日

平成27年10月21日

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所<br/>高知県商工労働部経営支援課<br/>四万十市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項<br/>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名<br/>(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革<br/>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地<br/>(4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第689号</b><br/>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。<br/>平成27年12月11日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所<br/>室戸市羽根町字小松甲2852の2、甲2854、字日裏山乙3698のロ</p> <p>2 指定の目的<br/>土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件<br/>(1) 立木の伐採の方法<br/>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。<br/>字小松甲2852の2（次の図に示す部分に限る。）、字日裏山乙3698のロ（次の図に示す部分に限る。）<br/>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。<br/>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。<br/>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。<br/>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種<br/>次のとおりとする。<br/>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第690号</b><br/>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。<br/>平成27年12月11日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所<br/>安芸郡北川村西谷字スケ生ヒラ山588の1、590の1</p> <p>2 指定の目的</p> | <p>土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件<br/>(1) 立木の伐採の方法<br/>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。<br/>字スケ生ヒラ山588の1・590の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）<br/>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。<br/>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。<br/>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。<br/>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種<br/>次のとおりとする。<br/>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第691号</b><br/>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。<br/>平成27年12月11日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所<br/>安芸郡北川村宗ノ上字北萩618、字萩ヶ谷口621の1</p> <p>2 指定の目的<br/>土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件<br/>(1) 立木の伐採の方法<br/>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。<br/>字北萩618（次の図に示す部分に限る。）、字萩ヶ谷口621の1（次の図に示す部分に限る。）<br/>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。<br/>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。<br/>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。<br/>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種<br/>次のとおりとする。<br/>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第692号</b><br/>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨</p> | <p>の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。<br/>平成27年12月11日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所<br/>高岡郡越知町佐之国字瀬戸1982、1983、字隠己家2026、2030から2048まで、2053の1、2054から2058まで</p> <p>2 指定の目的<br/>土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件<br/>(1) 立木の伐採の方法<br/>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。<br/>字瀬戸1982・1983（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字隠己家2034から2036まで・2040・2042・2043・2045から2047まで・2053の1・2055から2057まで（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）、2044、2054<br/>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。<br/>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。<br/>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。<br/>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種<br/>次のとおりとする。<br/>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第693号</b><br/>平成27年10月農林水産省告示第2388号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及びいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。<br/>平成27年12月11日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者<br/>(1)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市城山町236番地<br/>イ 氏名<br/>森 修造<br/>(2)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市福井町1038番地 8<br/>イ 氏名<br/>樋口 佳廷</p> |
|--|---|---|

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>(3)ア 登記簿記載の住所<br/>安芸市土居1274番地イ<br/>イ 氏名<br/>小原 郷己</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>平成8年10月農林水産省告示第1690号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第694号</b><br/>平成27年10月農林水産省告示第2413号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。<br/>平成27年12月11日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所<br/>横浜市金沢区六浦町1397番地 6 浦台団地<br/>イ 氏名<br/>山崎 泰男</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所<br/>香美市土佐山田町366番地24<br/>イ 氏名<br/>坂本 美枝</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所<br/>香美郡嶺山村押谷536<br/>イ 氏名<br/>山中 富之介</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市上町一丁目11番39号<br/>イ 氏名<br/>公文 博忠</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所<br/>埼玉県所沢市緑町四丁目24番233-3号<br/>イ 氏名<br/>毛利 幸一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。</p> | <p>平成8年11月農林水産省告示第1731号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第695号</b><br/>平成27年10月農林水産省告示第2415号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。<br/>平成27年12月11日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町乙521番地<br/>イ 氏名<br/>岡村 豊治</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市神田44番地 5 ビーンズフラット201<br/>イ 氏名<br/>栗林 豊</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市鴨部三丁目 8 番26-5<br/>イ 氏名<br/>仙頭 賢二</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町乙542番地<br/>イ 氏名<br/>長田 正昭</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町乙555番地<br/>イ 氏名<br/>松本 幸一郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町乙731番地<br/>イ 氏名<br/>長田 寿恵喜智</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町乙732番地<br/>イ 氏名<br/>仙頭 正</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町乙736番地<br/>イ 氏名<br/>長田 秋美</p> | <p>(9)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町乙784番地<br/>イ 氏名<br/>仙頭 進冉</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町乙786番地<br/>イ 氏名<br/>仙頭 末雄</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町乙790番地<br/>イ 氏名<br/>仙頭 信子</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所<br/>安芸市尾川乙334番地<br/>イ 氏名<br/>小松 正恵</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所<br/>安芸市尾川乙338番地<br/>イ 氏名<br/>安芸 進明</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所<br/>安芸市尾川乙338番地<br/>イ 氏名<br/>安芸 徳重</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所<br/>大阪府牧方市香里ヶ丘六丁目 1 番地の 4<br/>イ 氏名<br/>和泉 文子</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所<br/>大阪府牧方市岡山手町19番 7 号<br/>イ 氏名<br/>和泉 禎子</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所<br/>大阪府茨木市東奈良一丁目14番17号<br/>イ 氏名<br/>安岡 常子</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市永国寺町 6 番地13号<br/>イ 氏名<br/>高知県信用保証協会</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市北本町三丁目 4 番33号<br/>イ 氏名<br/>土佐木材株式会社</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> |
|---|--|--|

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成9年11月農林水産省告示第1659号

(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第696号**

平成27年10月農林水産省告示第2416号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び芸西村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者  
(1)ア 登記簿記載の住所  
兵庫県姫路市五軒邸四丁目104番地1 アルファステイツ五軒邸104号

イ 氏名  
和田 康雄

(2)ア 登記簿記載の住所  
奈良県吉野郡下市町大字新住142番地1

イ 氏名  
小松 光正

(3)ア 登記簿記載の住所  
高知市福井町1038番地8

イ 氏名  
樋口 佳廷

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成8年10月農林水産省告示第1691号

(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第697号**

平成27年10月農林水産省告示第2417号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1) 登記簿記載の住所  
安芸市島91番地

(2) 氏名  
井上 静子

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成8年11月農林水産省告示第1750号

(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第698号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年12月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

| 区 間  | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 安芸市畑山字芝居乙<br>1071番5から<br>安芸市畑山字芝居乙<br>1071番9まで | 前      | 3.4<br>}        | 98            |
|  | 後      | 3.8<br>}        | 98            |
|  |        | 25.3            |               |

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、安芸市赤野土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所  
(退任)

監事 野老山 皓 安芸市赤野乙1869  
" 細川 晃 " " 乙1952-2  
(就任)  
監事 小松 昭彦 安芸市赤野乙1428  
" 野老山 皓 " " 乙1869  
" 細川 晃 " " 乙1952-2

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称       | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                |
|--------------------------|----------------------|---|
| 平成27年7月15日<br>27高都計第214号 | 南国市大埴字高田前<br>甲1968番2 | 高知市丸ノ内二丁目8番17号<br>有限会社はりまや<br>住宅 代表取締役<br>森岡 康夫 |

教 育 長 訓 令

**高知県教育長訓令第5号**

教育委員会事務局  
教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月11日

高知県教育長 田村 壯児

**教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令**

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表9の(5)の項を次のように改める。

|                  |                                    |   |   |  |  |  |
|------------------|------------------------------------|---|---|--|--|--|
| (5) 工事の完成期限の延長に関 | ア 1件の工事<br>請負対象金額<br>が5億円以上<br>のもの | ○ |   |  |  |  |
|                  | イ 1件の工事<br>請負対象金額                  |   | ○ |  |  |  |

|               |               |  |  |  |  |  |  |
|---------------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| する<br>こ<br>と。 | が5億円未満<br>のもの |  |  |  |  |  |  |
|---------------|---------------|--|--|--|--|--|--|

別表中9の(8)の項を9の(9)の項とし、9の(7)の項を9の(8)の項とし、9の(6)の項を9の(7)の項とし、9の(5)の項の次に次のように加える。

|                        |  |  |   |  |  |  |  |
|------------------------|--|--|---|--|--|--|--|
| (6) 工事の一時中止に<br>関すること。 |  |  | ○ |  |  |  |  |
|------------------------|--|--|---|--|--|--|--|

**附 則**

この訓令は、平成27年12月11日から施行する。

-----  
**公安委員会告示**  
-----

**高知県公安委員会告示第19号**

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成27年12月11日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

平成28年1月18日（月）から同月22日（金）まで

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地  
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会

に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

| 項目                                   | 細目                  | 方法等  |
|--------------------------------------|---------------------|--|
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。 |
| 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能                |                     | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。                                       |

|                                      |                                  |   |
|--------------------------------------|----------------------------------|---|
|                                      |                                  | ること。  |
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識 | 教則の内容となっている事項                    | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |
|                                      | 自動車教習所に関する法令についての知識              |   |
| 技能検定の実施に関する知識                        | 技能検定の実施に関する知識                    | 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。                                    |
|                                      | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識              |   |
| 大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能               | 技能検定員として必要な自動車の運転技能              | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。  |
|                                      | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能            | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。  |
| 大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識               | 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |
|                                      | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識              | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。  |

(2) 教習指導員審査の方法等

| 項目 | 細目 | 方法等 |
|----|----|-----|
|    |    |     |

|                                    |   |   |
|------------------------------------|---|---|
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能                     | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。  |
|                                    | 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 | 実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。  |
|                                    | 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能      |   |
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識 | 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識            | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |
|                                    | 自動車教習所に関する法令についての知識                     |   |
|                                    | 教習指導員として必要な教育についての知識                    | 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。                                    |
| 大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能             | 教習指導員として必要な自動車の運転技能                     | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。  |
|                                    | 技能教習に必要な教習の技能                           | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。  |
| 大型自動車第二種                           | 旅客自動車運送事業及び自動車運転                        | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験によ   |

|                |                  |  |
|----------------|------------------|--|
| 免許等の技能教習に関する知識 | 代行業に関する法令についての知識 | り行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |
|----------------|------------------|--|

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,450円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,700円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,950円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,400円、大型自動車第二種免許等12,750円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。